

# 上保原小学校ホームページ運用規則

---

## (趣旨)

第1条 この運用規則は、伊達市立上保原小学校で開設するホームページ（以下「ホームページ」という）を適切に運用するための規則を定める。

## (ホームページ公開の目的)

第2条 ホームページ公開の目的を以下のように定める。

- (1) 学校運営の状況及び日々の教育活動を積極的に公開し、学校・保護者・地域が連携してともに学ぶ特色ある教育活動の充実を図る。
- (2) 情報教育の成果を活かす場として、児童の主体的な参加を促し、情報活用能力の向上を図る。
- (3) 教職員の情報活用能力の向上に資する。

## (ホームページの管理運営)

第3条 ホームページの管理運営は次のとおりとする。

- (1) ホームページの管理責任者は、校長とする。
- (2) ホームページの管理責任者（校長）は、ホームページ学校担当者をおく。
- (3) ホームページ学校担当者は、ホームページ運用のためのシステム設定とパスワード等の管理を行う。
- (4) 更新作業は、本校全職員が行う。  
児童も更新作業を行うことができる。  
ただし、この場合は人権や著作権の侵害など情報モラルに反すること、法律に触れることのないよう適切な支援を行う。
- (5) 最終公開（承認）作業は、管理責任者（校長）が行う。

## (掲載内容及び禁止事項)

第4条 ホームページの記載内容は、第2条の目的に沿ったものとする。

2 ホームページの健全な管理運営を行うため、次の内容は掲載禁止とする。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 虚偽を含む情報
- (3) 営利を目的とする情報
- (4) 個人や団体を誹謗中傷する情報
- (5) 政治活動や宗教活動に関する情報
- (6) ネットワークの正常な運営を妨害する情報
- (7) 学校の運営に支障をきたす情報
- (8) その他、法令及び規則等に違反する情報

(個人情報の保護)

第5条 児童・保護者並びに関係者の個人情報は掲載しない。

ここでいう個人情報とは、氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、学習成績、健康状況、家庭状況等、組み合わせられることで個人が特定される情報をいう。

2 児童の写真及び授業における作品を掲載する時には、以下に定める点を守ることとする。

一人の児童の顔だけを大きく写した写真の掲載をしない。

個人名の掲載が必要な場合は、アルファベット等を用いる。

掲載を拒否する児童の写真・作品等は掲載しない。

3 校外の人物の写真掲載については、その都度同意を得るものとする。

(承諾)

第6条 児童の作品や写真をホームページに掲載する時には、ホームページ掲載承諾書(以下「承諾書」という)によりあらかじめ保護者の同意を得るものとする。

2 前項の承諾書による同意の有効期限は、該当児童が本校に在学している期間とする。

3 保護者が承諾書提出後に承諾を取り下げる旨の依頼があった場合には、速やかに提出された承諾書を返還し、その後写真等を削除するものとする。

(内容の訂正並びに削除)

第7条 ホームページの記載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は速やかに適切な対応を行う。

2 管理責任者(校長)が公開上不適切であると判断した場合は、該当部分を修正・削除できるものとする。

(著作権)

第8条 上保原小学校ホームページの著作権は上保原小学校が有し、無断掲載・無断転載等を禁止する。ただし、リンクはフリーとする。

(運用規則の取り扱い)

第9条 本運用規則の改正については、職員会議で協議し、学校長が承認したものについて改正を行う。

付則

この運用規則は、平成24年8月27日から施行する。